

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番（0154）を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

一般競争入札による  
公有財産売却  
① 釧路市新野24番1047（土地および家屋）「土地現況」宅地「公簿」雑種地 公簿地積900.00㎡（272.25坪）実測面積900.11㎡（272.28坪）「家屋現況」工場（鉄骨造）亜鉛メッキ鋼板葺平屋建）昭和61年1月31日築 床面積331.04㎡（100.13坪）  
参考価格 97万2千円（土地33万2千円、建物64万円）  
現地説明日時 3月11日（金）午後1時30分  
入札日時 3月25日（金）午後1時  
3月18日（金）午後5時までに産業推進室（☎31-4550）へ。



道路工事による  
迂回路のお知らせ  
規制箇所 道道釧路環状線（千代ノ浦52-5）春採2-4-8）  
迂回路切替期間 3月下旬（予定）～平成30年1月上旬（予定）  
3月18日（金）午後5時までに市有財産対策室（☎23-5195）へ。  
①②共通 入札会場 防災庁舎5階本部会議室

②【物件番号16】 釧路市富士見1丁目41番1 宅地 1022.53㎡（309.31坪）  
参考価格 1066万円  
現地説明日時 3月11日（金）午前10時  
入札日時 3月25日（金）午前10時  
3月18日（金）午後5時までに市有財産対策室（☎23-5195）へ。  
①②共通 入札会場 防災庁舎5階本部会議室

各種公共サービスの  
情報提供  
3月から4月は、引越しをされる方が多い時期です。異動手続きをされる方のため、各種公共サービス情報のパンフレットを取りそろえています。  
期間 3月1日（火）～4月30日（日）（日曜日、祝日を除く）  
防災庁舎2階フロア  
情報提供 日本郵便、北海道電力、釧路ガス、上下水道部  
戸籍住民課証明担当（☎21-6812）

戸籍住民課・行政センター・支所からののお知らせ  
住民異動届（転居・転入・転出等）の届け出で、同一世帯員以外の方が届け出を行う場合、本人からの「委任状」および代理人の本人確認書類（原本）が必要ですのでご注意ください。  
なお、委任状は戸籍住民課、各行政センター市民課、各支所で使用される他、市ホームページからもダウンロードできます。また委任事項が明記され、委任者の署名・押印等がされている場合は任意の様式でも可能です。  
戸籍住民課戸籍住民担当（☎23-5151）内線1241・1242

消防ひとくちメモ  
この時季、暖房機器等、建物の中で火を取り扱う機会が増え、建物火災の発生件数が増加する傾向にあります。ストーブからの火災を起こさないよう次の点にご注意ください。  
・ストーブの周りには燃えやすいものを置かない。  
・石油ストーブに給油する際は、必ず火を消してから行う。  
・ガソリンを給油するなど、誤給油に注意する。  
また、水道管の凍結も多くなりますが、蛇口や水道管に直火を当てたりすると火災になる危険がありますので、十分注意してください。  
消防本部予防課予防広報担当（☎23-0426）

沿道建物等からの  
落氷雪にご注意を  
軒下を通るときは十分注意し、子どもは絶対に遊ばせないでください。  
・気温が上昇したときはさらに注意を！  
・雪止めの設置、点検、修繕にご協力ください。  
・ビルからの落氷雪は特に危険です。少量でも早めの対処をお願いします。  
国道建設管理部公物管理課（☎24-7184）、釧路建設管理課（☎23-1568）、道路河川課管理担当（☎31-4558）

安全運転を心掛けましょう  
春になり雪解けが進むと、車のスピードの出過ぎが懸念されます。交通法規の順守はもちろんのこと、思いやりや譲り合いの精神を念頭に、安全運転に努めましょう。  
国民生活課（☎31-4521）

各種相談  
■女性のための無料法律相談（予約制。先着6人）  
☎3月9日（水）午後1時～3時  
☎相談日の1週間前の水曜日午前8時50分から電話で男女平等  
■生活相談支援センター「くらしごと」（要事前予約）  
☎月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後7時  
☎生活や就労に関する相談  
☎☎くらしごと（北大通12-1-14）ビケンワークビル1階 ☎65-1250

■法律相談（予約制。先着6人）  
☎3月4日（金）、18日（金）、4月1日（金）午後1時～3時  
☎申込方法 相談日の1週間前の金曜日午前8時50分から電話で  
☎行政相談（当日受付）  
☎3月1日（火）、15日（火）午後1時～4時  
☎☎市役所1階市民相談室  
☎☎市民協働推進課（☎31-4504・4505）

■障がい者就労支援相談（要事前予約）  
☎3月17日（木）午後1時～4時  
☎障がい福祉課（防災庁舎3階）  
☎障がい福祉課（☎31-4537）、障がい者就業・生活支援センターふれん（☎65-6500）  
■「法YOU」無料法律相談（要事前予約）  
☎3月17日（木）午後6時～8時  
☎まなぼとと幣舞703号室  
☎☎釧路司法書士会事務局（☎42-8650）へ。  
■休日公証相談（要事前予約）  
☎3月27日（日）午前10時～午後4時  
☎遺言、相続、任意後見等  
☎☎3月25日（金）までに釧路公証人役場（☎25-1365）へ。  
■雇用労働相談  
☎月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時  
☎市役所1階市民相談室等  
☎市役所1階庁舎案内または商業労政課（☎31-4522）へ電話で。※メール相談も受け付けています。  
☎ http://www.city.kushiro.lg.jp/form/form197.html

## 市・道民税の申告は3月15日（火）まで！お早めの申告を！

郵送・問合先 市民税課市民税担当  
(☎ 085-8505 黒金町7-5 ☎ 31-4514)

- ◆申告が必要な方  
平成28年1月1日現在、釧路市に住所があり、平成27年中に所得があった方のうち、次のいずれにも該当しない方  
①所得税の確定申告をする方  
②勤務先で年末調整をしていて、給与所得以外の所得がなく、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方  
※勤務先で年末調整されていても、扶養や生命保険料などの各種控除に漏れがある場合には申告することにより市・道民税が下がる場合があります。  
◆公的年金等の合計収入金額が400万円以下で、かつその他の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、所得税の還付を受けるための確定申告は行うことができます。  
※また、所得税が還付にならない方でも、前年中に所得の5%または10万円のいずれか低い金額を超える医療費や生命保険料、地震保険料、直接支払った社会保険料等がある方は、市・道民税の申告をしなければ、市・道民税が高く算定される可能性があります。  
◆所得がない方でも、所得証明書や課税証明書を請求する場合は、所得がないことの申告が必要です。  
◆申告をしなければ国民健康保険料等の決定や各種給付措置が遅くなる場合があります。
- ◆給与・年金所得のみの方に限り確定申告も受け付けます（申告期間のみ）。また各支所では申告受付はしていませんのでご了承ください。
- ◆申告に必要なもの  
印鑑、支払いを受けた証明書（源泉徴収票・給与の支払明細書など）の他に、平成27年中に支払った各種領収書または証明書（医療費、生命保険料、介護医療保険料、地震保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）、障害者（療育）手帳
- ◆申告期間  
日程 3月1日（火）～15日（火）午前9時～午後5時（土・日曜日は除く）  
会場 市役所1階ギャラリー（阿寒・音別地域については各行政センター通信をご覧ください）  
※市・道民税の申告書は、申告会場に用意してあります。また、昨年度の申告の際、申告書の郵送を希望された方には2月中旬に郵送していますので持参してください。会場での申告が困難な方は郵送による申告も可能です（申告に必要な書類をすべて添付。書類の返送を希望される方は返信用封筒を同封）。